

CO2削減行動計画(第3期)

1. 趣旨

COP21において、パリ協定が採択されたことに伴い、我が国は2013年度比で2030年度に26%の温室効果ガスの排出削減を目標として掲げた。

学問の府として、積極的にCO2削減行動計画を策定・実行することにより、地球温暖化の防止を図り持続可能な社会を構築していくことに貢献する。

2. 重点的行動計画期間

2017年度から2022年度(H29年度～34年度)

3. CO2削減目標

CO2排出量の削減に大きく関連するエネルギー使用量等について、2013年度使用量に対し、原単位(面積当たり)13.77%以上削減することを目標とする。

4. CO2削減行動計画

- (1) 使用していない教室等の消灯, 夏場の室温を28度, 冬場の室温を19度になるように冷暖房温度を設定するなどにより, 電気使用量を原単位で前年度比1.53%以上削減する。
- (2) ガス使用量
ガス使用の節約に努め, ガス使用量を原単位で前年度比1.53%以上削減する。
- (3) 水道使用量
水道栓のチェック, 漏水の防止に努めるなどにより, 水道使用量を原単位で前年度比1.53%以上削減する。
- (4) 重油使用量
重油使用は, 電力のピークカット運転に配慮しつつ重油使用量の削減に努める。
- (5) 通勤・通学ノーカーデーの実施
毎月2回の通勤・通学ノーカーデーを設定し, マイカー以外による通勤・通学を行う運動に取り組む。
- (6) その他
夏期(5月から9月)におけるノーネクタイ, 軽装による勤務を励行し(クールビズ), 冷房温度の適正化を促進する。
冬期(12月から3月)における重ね着などを励行し(ウォームビズ), 暖房温度の適正化を促進する。

5. CO2削減効果

上記4のCO2削減行動計画により, 次のようなCO2削減効果が得られるものと期待している。

	H25年度使用量	H25年度CO ₂ 排出量	H25年度(t-CO ₂ /m ²)	CO ₂ 削減効果(-13.77%減後目標値)
電 気	47,608千kwh	33,326t-CO ₂	0.1017t-CO ₂ /m ²	→ 0.0877t-CO ₂ /m ²
ガ ス	4,251千m ³	9,751t-CO ₂	0.0298t-CO ₂ /m ²	→ 0.0257t-CO ₂ /m ²
重 油	568kℓ	1,539t-CO ₂	0.0047t-CO ₂ /m ²	→ 0.0041t-CO ₂ /m ²
上水道	450千m ³	—	1.373m ³ /m ²	→ 1.1839m ³ /m ²
合 計		44,616t-CO ₂	0.1362t-CO ₂ /m ²	→ 0.1175t-CO ₂ /m ²

(注)CO2換算 電 気 : 0.7kg/kwh (H25年度の四国電力のCO₂実排出量)
ガ ス(都市ガス13A) : 2.29kg/m³
A重油 : 2.71kg/ℓ
上水道 : CO₂の換算対象でない
面積 : 327,666m²

具体的実施プログラム

1. CO₂削減

(1)電気使用について

- 1) 使用していない教室, 研究室, 事務室の電源は必ず切る。
- 2) 昼間の明るい時間帯は, 窓際は出来るだけ消灯するなど部屋の一部の電源を切る。
- 3) 廊下・階段・ロビー・トイレ等の共用室の照明は, 支障のない範囲で間引きやこまめに消すことを心がける。
- 4) 昼休みは支障のない限り, 部屋の照明を一斉に消灯する。
- 5) 夏場の冷房設定温度は室温が28℃, 冬場の暖房設定温度は室温が19℃になるように設定する。
- 6) 冷暖房中は, 窓及びドア等を閉める。
- 7) エアコン・冷凍冷蔵庫のフィルターをこまめに清掃する。
- 8) 昇りの2階分, 降りの3階分は, エレベータの使用を極力控える。
- 9) パソコンは長時間席を立つ場合は電源を切る。
- 10) 冷凍冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置する。
- 11) 冷凍冷蔵庫にものを詰めすぎないよう整理整頓する。
- 12) 機器を更新する場合には, 省電力設定機能を有するものを優先する。
- 13) 実験用冷蔵庫の設定温度を支障のない範囲で高めに設定する。
- 14) 冷暖房期間は原則として下記のとおりとする。(病院及び実験室等は除く)

冷房期間	7月1日～9月15日
暖房期間	12月1日～3月15日

但し, 適正な環境が維持できず業務に支障を来す状況の場合はこの限りではない。
- 15) 休日前には, コピー機・パソコン・テレビ等可能な限り主電源を切る。
- 16) クールビズ・ウォームビズを支障の無い範囲で励行する。
- 17) ブラインドやカーテンを効果的に使用する。
- 18) 冷凍冷蔵庫は支障の無い範囲で集約化を図る。
- 19) 大電力機器(※)の使用時間帯を夏場・平日昼間のピーク時から外すようにする。

(2)ガス使用について

- 1) ガスを使用しない場合は元栓を閉める
- 2) 湯沸かし器は支障のない範囲で給湯温度を下げて使用する。
- 3) 冷暖房については,上記5),6),7),14),16),17)に準ずる。

(3)水道使用について

- 1) 水道栓が適切か確認する
- 2) 水道の蛇口はきちんと閉める。
- 3) 水道を使用する場合もこまめに水栓を閉める。
- 4) 洗面器の下部の止水栓の調節により, 水圧を低めに設定する。
- 5) 節水コマの取り付けを推進する。
- 6) トイレ水洗は2度流しをしないようにする。
- 7) 洋式トイレの水洗レバーの大小を使い分けるようにする。

2. 通勤・通学ノーカーデーの実施について

- 1) 毎月2回の通勤・通学ノーカーデーを設定し, マイカー以外による通勤・通学を行う運動に取り組む。

3. 用紙類の使用について

- 1) 電子メールや資料等の印刷にあたっては、その必要性や必要部数を精査するとともに両面印刷や集約的印刷を可能な限り活用し、資料等は可能な限り電子媒体で保存する。
- 2) 内部会議等では、未使用の封筒(資料を入れるため)を配布しないなど、封筒の使用量の削減に努める。
- 3) 内部会議等では、紙媒体の使用を必要最小限とする。
- 4) 封筒、コピー用紙の再利用のためのボックスを設置し、リサイクルを促進する。
- 5) 出来る限り両面印刷を行い、不必要な印刷をしないように努める。
- 6) 印刷用紙の購入量を把握し前年度との比較を行う。
- 7) タブレット端末の利用を推進する。
- 8) 複数ページ文書の印刷時に、片面に複数ページ印刷されるように努める。

4. 一般廃棄物の排出について

- 1) ゴミの種類ごとの分別区分を行う。
- 2) 不要に成った用紙等は、クリップ、ファイル等の器具を外す。
- 3) 分別ボックスの適切な配置を行う。
- 4) 分別ボックスの近くに分別の基準ポスターを掲示する。
- 5) かさばるゴミは、可能な限り裁断するなどコンパクトにすること。

5. 物品の購入について

- 1) 購入する用紙等については、再生紙で作られたものとする。
- 2) エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを取得した製品を選択する。
- 3) 印刷物は余剰部数が生じないようにする。
- 4) 環境配慮型製品を優先的に購入するように努める。

6. 化学物質の使用について

- 1) PRTR法により、化学物質の量を管理する。
- 2) 徳島大学毒物及び劇物管理規則、安全ガイドラインに基づき化学物質の適正な管理に努める。
- 3) 使用量を記録し不必要な使用を防ぐ。
- 4) 使用量は最小限に努める。
- 5) 危険度の高い薬品を使用する場合は、危険度の低い代替薬品が無いかどうか検討する。
- 6) エレベータでの運搬は、人と物を分離する。

7. 廃液処理について

- 1) 徳島大学特殊廃液処理の手引きに基づき適正に処理する。
- 2) 化学物質を適正に管理する。
- 3) 無機系廃液は特殊廃液の種類ごとに分類してカラーコードで表示する。
- 4) 有機系廃液は特殊廃液の種類ごとに分類して表示する。
- 5) 廃液貯留用容器(無機系はポリ容器、有機系はスチール缶又はポリ容器)に収納して学部名・教室名及び成分を明記する。
- 6) 不明薬品については、分析し不明薬品を明確にしてから処理する。

8. キャンパス緑化について

- 1) 緑化の維持管理のため剪定を行う。
- 2) 緑地の草刈り等行う。

9. 放置自転車の存在について

- 1) 駐輪場を明確化する。
- 2) 放置自転車の削減のため警告を行い一定期間経過後撤去及び処分する。
- 3) 不法駐輪の警告を行う。

10. 喫煙について

- 1) キャンパス内の喫煙場所以外は禁煙とする。
- 2) 喫煙場所におけるマナーの遵守に努める。

11. 学生の自主的活動

- 1) 学生の自主的なキャンパス内の清掃活動の参加を呼びかける。
- 2) ボランティアによる地域の環境活動への参加を呼びかける。

12. その他

- 1) 省エネの啓発活動の一環として、省エネポスターのデザイン募集及びその優秀作品の掲示を行う。
- 2) 学生参画活動を広く普及することに努める。
- 3) 省エネ機器の導入を検討する。

※大電力機器とは電気容量5kW(又は5KVA)以上の機器(遠心機等、但し冷凍庫等を除く)とする。